

北薩感染症情報

2024年第23週(6月3日~6月9日)

【問い合わせ先】 〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228番地1

北薩地域振興局保健福祉環境部(川薩保健所)健康企画課

電話 0996-23-3165 FAX 0996-20-2127

E-メール kita-kenkou-shippei@pref.kagoshima.lg.jp

川薩・出水保健所における定点報告疾患

◎: 警報発令中 ○: 注意報発令中

定点種別	対象疾患	警報レベル			注意報レベル	川薩保健所管内					出水保健所管内				
		開始基準値	終息基準値	基準値		前週報告数(人)	今週報告数(人)	定点報告数	前週からの増減	警報注意報	前週報告数(人)	今週報告数(人)	定点報告数	前週からの増減	警報注意報
内科・小児科 定点	インフルエンザ	30.0	10.0	10.0		3	9	1.29	↗	-	1	-	-	↓	-
	COVID-19	-	-	-		20	56	8.00	↗	-	10	23	4.60	↗	-
小児科定点	RS	-	-	-		6	11	2.75	↗	-	4	7	2.33	↗	-
	咽頭結膜熱	3.0	1.0	-		11	8	2.00	↓	◎	17	21	7.00	↗	◎
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	8.0	4.0	-		10	12	3.00	↗	-	58	33	11.00	↓	◎
	感染性胃腸炎	20.0	12.0	-		14	11	2.75	↓	-	12	13	4.33	↗	-
	水痘	2.0	1.0	1.0		-	2	0.50	↗	-	-	-	-	→	-
	手足口病	5.0	2.0	-		37	33	8.25	↓	◎	16	7	2.33	↓	◎
	伝染性紅斑	2.0	1.0	-		-	-	-	→	-	-	-	-	→	-
	突発性発疹	-	-	-		1	2	0.50	↗	-	3	1	0.33	↓	-
	ヘルパンギーナ	6.0	2.0	-		3	1	0.25	↓	-	1	-	-	↓	-
	流行性耳下腺炎	6.0	2.0	3.0		-	-	-	→	-	-	-	-	→	-
眼科定点	急性出血性結膜炎	1.0	0.1	-		-	-	-	→	-	/	/	/	→	/
	流行性角結膜炎	8.0	4.0	-		5	5	5.00	→	-	/	/	/	→	/
基幹定点	細菌性髄膜炎	-	-	-		-	-	-	→	-	-	-	-	→	-
	無菌性髄膜炎	-	-	-		-	-	-	→	-	-	-	-	→	-
	マイコプラズマ肺炎	-	-	-		-	-	-	→	-	-	-	-	→	-
	クラミジア肺炎	-	-	-		-	-	-	→	-	-	-	-	→	-
	感染性胃腸炎 病原体がロタウイルスに限る	-	-	-		-	-	-	→	-	-	-	-	→	-
指定医療機関からの インフルエンザ入院報告	-	-	-		-	-	-	→	-	-	-	-	→	-	
指定医療機関からの COVID-19入院報告	-	-	-		1	3	/	↗	-	2	4	/	↗	-	
報告数合計	-	-	-		111	153	/	↗	/	124	109	/	↓	/	
<p><注意報・警報レベル></p> <ul style="list-style-type: none"> 川薩保健所管内 咽頭結膜熱(警報レベル), 手足口病(警報レベル) 出水保健所管内 咽頭結膜熱(警報レベル), A群溶血性レンサ球菌咽頭炎(警報レベル), 手足口病(警報レベル) <p><全数報告></p> <ul style="list-style-type: none"> 川薩保健所管内 結核1例 出水保健所管内 なし <p><インフルエンザ様疾患による学級閉鎖等></p> <ul style="list-style-type: none"> 川薩保健所管内 なし 出水保健所管内 なし 															

定点種別	疾病	警報/終息 基準値	注意報 基準値	川薩保健所管内推移 (定点報告数) 基幹定点(報告数掲載)									
				14W	15W	16W	17W	18W	19W	20W	21W	22W	23W
内科・小児科 定点	インフルエンザ	30.00/10.00	10.00	9.29	4.86	1.86	0.29	0.29	1.00	2.29	1.00	0.43	1.29
	COVID-19	—	—	2.57	2.71	2.57	2.14	1.00	2.00	1.43	1.57	2.86	8.00
小児科定点	RSウイルス感染症	—	—	—	4.00	2.00	0.75	1.00	0.75	—	0.75	1.50	2.75
	咽頭結膜熱	3.00/1.00	—	8.00	8.00	5.25	5.50	3.50	4.50	2.75	2.50	2.75	2.00
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	8.00/4.00	—	0.25	2.50	3.75	3.50	2.75	3.25	1.50	7.75	2.50	3.00
	感染性胃腸炎	20.00/12.00	—	5.75	4.25	3.75	4.75	2.25	2.50	3.75	5.75	3.50	2.75
	水痘	2.00/1.00	1.00	—	—	—	0.25	—	0.25	0.25	—	—	0.50
	手足口病	5.00/2.00	—	—	0.75	3.50	2.50	2.50	6.75	15.50	16.25	9.25	8.25
	伝染性紅斑	2.00/1.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	突発性発疹	—	—	0.25	0.75	0.25	0.50	0.25	1.00	0.25	0.75	0.25	0.50
	ヘルパンギーナ	6.00/2.00	—	—	—	0.25	—	0.25	—	0.75	—	0.75	0.25
流行性耳下腺炎	6.00/2.00	3.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
眼科定点	急性出血性結膜炎	1.00/0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	流行性角結膜炎	8.00/4.00	—	3.00	3.00	5.00	5.00	1.00	4.00	1.00	6.00	5.00	5.00
基幹定点	細菌性髄膜炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	無菌性髄膜炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	マイコプラズマ肺炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	クラミジア肺炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	感染性胃腸炎 病原体がロタウイルスに限る	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

定点種別	疾病	警報/終息 基準値	注意報 基準値	出水保健所管内推移 (定点報告数) 基幹定点(報告数掲載)									
				14W	15W	16W	17W	18W	19W	20W	21W	22W	23W
内科・小児科 定点	インフルエンザ	30.00/10.00	10.00	6.00	0.20	0.20	—	—	0.20	—	—	0.20	—
	COVID-19	—	—	3.40	1.40	3.80	0.60	1.80	1.60	0.80	2.80	2.00	4.60
小児科定点	RSウイルス感染症	—	—	0.33	0.33	—	0.67	0.33	0.33	0.33	1.00	1.33	2.33
	咽頭結膜熱	3.00/1.00	—	5.33	4.00	1.33	3.67	3.67	6.33	5.33	5.67	5.67	7.00
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	8.00/4.00	—	3.00	9.67	9.33	13.67	9.33	8.33	10.33	17.67	19.33	11.00
	感染性胃腸炎	20.00/12.00	—	1.67	1.33	1.33	0.67	0.33	1.67	2.00	2.33	4.00	4.33
	水痘	2.00/1.00	1.00	—	—	—	—	—	—	0.33	—	—	—
	手足口病	5.00/2.00	—	—	—	0.33	2.00	0.67	2.67	5.67	6.33	5.33	2.33
	伝染性紅斑	2.00/1.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	突発性発疹	—	—	—	—	0.33	0.33	—	—	—	—	1.00	0.33
	ヘルパンギーナ	6.00/2.00	—	—	—	0.67	0.67	1.33	0.33	1.00	0.33	—	—
流行性耳下腺炎	6.00/2.00	3.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
基幹定点	細菌性髄膜炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	無菌性髄膜炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	マイコプラズマ肺炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	クラミジア肺炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	感染性胃腸炎 病原体がロタウイルスに限る	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

★第 23 週に関して、川薩においては咽頭結膜熱と手足口病、出水においては咽頭結膜熱と A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎、手足口病が引き続き警報発令中です。また、インフルエンザ様症疾患における学級閉鎖等はありませんでした。COVID-19 の報告数が増加している傾向にありますので、人混みや食事前には手洗いうがい、アルコール消毒等を徹底し、体内にウイルスを侵入させないようにしましょう。体調が優れないと感じた時は無理をせず、しっかりと休息をとることも感染対策・感染症蔓延防止に繋がります。



6月1日～6月7日は
HIV検査普及週間です！

- ・性行為感染
- ・血液感染
- ・母子感染

HIVとは...?

HIVとはHuman Immunodeficiency Virus(ヒト免疫不全ウイルス)のことです。このウイルスが体内に侵入し、免疫にかかわる細胞に感染すると日和見感染症(本来なら自分の免疫力で抑えられる病気)を発症します。これがエイズです。ワクチンはありませんが、現在は様々な治療薬が出ており、きちんと服薬することでエイズ発症予防が可能です。

原因病原体: HIV(ヒト免疫不全ウイルス)

ヒト-ヒト感染: あり

症状: 数年～数十年自覚症状なし

(2～4週間後にまれに発熱, リンパ節の腫れ, 頭痛等の風邪症状)

潜伏期: 数年～数十年



感染者と同じトイレやお風呂などを使用しても感染することはありません。

現在, 献血された血液は厳重な検査により最高水準の安全が確保されています。



性行為による感染を防ぐため, コンドームを正しく使用しましょう。
※オーラルセックスでも感染の可能性があります。

保健所での取り組み

保健所では無料・匿名でHIVの検査が可能です。

HIV検査普及週間においては夜間・休日検査を実施いたしました。

※通常時および夜間・休日検査(HIV検査普及週間の指定日のみ)要予約



**感染の機会から3ヶ月以上経過していない場合,
確実な検査結果が得られません。**

※3ヶ月未満で検査してしまうと, 体内で作られた抗体の量が少なく,
検査で検出できない場合があります。

(感染していたとしても陰性となる可能性があります)。



夏に流行する感染症にご注意ください

- ・飛沫感染
- ・接触感染
- ・経口(糞口)感染

ヘルパンギーナ

ヘルパンギーナは、発熱と口腔粘膜に現れる水疱性の発疹(水ぶくれ)を特徴とした、急性のウイルス性咽頭炎です。突然の発熱に続き咽頭痛が出現し、次に咽頭粘膜に発赤、小水疱が現れます。通常は2～4日で解熱し、状態が回復します。発熱性けいれんや咽頭痛による拒食や脱水を伴う場合がありますが、ほとんどの場合は予後良好です。回復後も2～4週間は便からウイルスが検出されることがありますので、注意が必要です。

原因病原体:エンテロウイルス属(主にコクサッキーウイルスA群)

ヒト-ヒト感染:あり

症状:咽頭痛, 水疱(最大5mm), 発熱

潜伏期:2～4日

流行時期:夏(5月から増加, 7月がピーク)

年齢層:5歳以下が90%以上を占め, 1歳代が最も多い



- ・おむつ交換など便を扱ったあとは手洗いを!
- ・洗濯物は日光で乾かしましょう!

- ・飛沫感染
- ・接触感染

咽頭結膜熱

警報発令中!

咽頭結膜熱は、発熱、咽頭痛、眼症状を主とする急性ウイルス性感染症です。発熱の次に頭痛、咽頭痛などの風邪症状および眼症状(充血や眼痛、流涙、めやに)が現れます。眼症状については片方から始まり、その後、他方にも出現します。症状は3～5日程度で回復しますが、生後14日以内の新生児に感染した場合、重症化する場合があるので注意しましょう。

原因病原体:アデノウイルス

ヒト-ヒト感染:あり

症状:咽頭痛, 水疱(最大5mm), 発熱

潜伏期:5～7日

流行時期:夏(6月から増加, 7月～8月がピーク)

年齢層:約60%が5歳以下 ※生後14日の新生児は重症化する可能性あり



- ・流水とせっけんによる手洗い, うがいを!
- ・プールからあがったらシャワーをしっかりと浴びましょう!
- ・タオルなどは別で使いましょう!

6月16日～6月22日はハンセン病問題を正しく理解する週間です！



ハンセン病とは...？

ハンセン病とはらい菌による感染症です。らい菌の感染力は弱く、非常にうつりにくい病気です。早期発見と早期治療で短期間に完治する病気です。しかし、誤った隔離施策によって、強制的に隔離され、ご本人だけでなく、ご家族も偏見や差別を受け、多くの方々のかけがえのない人生が奪われました。病気が治っても病気が治っても家族の元に帰れず、社会復帰が難しい状況にあり、今もなお、多くの方々が療養所での生活を余儀なくされています。

ハンセン病は遺伝しません。



ハンセン病療養所に入所中の方で、ハンセン病の方はいません。

※ハンセン病であった方々の身体の変形は、診断や治療が遅れたことによる後遺症です

夏休みの自由研究等にいかがでしょうか！

～親子で療養所を訪ねてみませんか～

施設見学や入所されている方との交流等を通して、長い間の誤った隔離政策による人権侵害の体験談から、偏見・差別のない社会の大切さや生き方を学ぶ貴重な機会です。ぜひ、ご参加ください。

実施日及び集合・解散場所

募集期間：令和6年6月10日～令和6年7月12日

施設名	実施日	集合・解散場所
星塚敬愛園	令和6年 8月6日（火）	鹿児島県庁・星塚敬愛園
奄美和光園	令和6年 8月8日（木）	奄美和光園

奄美和光園のみ予備日：令和6年8月15日（木）

- 先着順（星塚敬愛園：40名程度、奄美和光園：先着25名程度）
- 参加費無料（集合場所までは自費、現地集合可能）
- 奄美和光園の交流会については、入所者の当日の体調次第になります。

園内施設の見学及び職員の講話のみになる可能性もありますのでご了承ください。



親子で療養所を訪ねてみませんか

県では、親子でハンセン病療養所訪問を希望される方々を募集します。

鹿児島県内には、2か所のハンセン病療養所があります。
ハンセン病は治っているにも関わらず、今もなお、多くの方々が療養所での生活を余儀なくされており、県内の入所者の平均年齢は89歳を超えています。
施設見学や入所されている方との交流等をとおして、長い間の誤った隔離政策による人権侵害の体験談から、偏見・差別のない社会の大切さや生き方を学ぶ貴重な機会です。

○訪問日程・対象及び募集期間

	星塚敬愛園（鹿屋市）	奄美和光園（奄美市）
実施日	令和6年8月6日（火）	令和6年8月8日（木）
募集対象	○小・中学生、高校生とその保護者15組程度 } 先着40名 ○小・中学校等の教師等	○小・中学生、高校生とその保護者10組程度 } 先着25名 ○小・中学校等の教師等
日程概要	8:15 県庁集合 10:25 星塚敬愛園着 10:30～14:50 敬愛園内で見学・交流 納骨堂にて献花・焼香 15:15 星塚敬愛園発 17:15 県庁解散	13:00 奄美和光園集合 13:20～15:55 和光園内で見学 納骨堂にて献花・焼香 職員による講話 16:00 奄美和光園解散
募集期間	令和6年6月10日（月）～7月12日（金）	

※ 参加料は無料です。（集合場所までの交通費は自己負担）

※ 星塚敬愛園の場合

- ・参加者は、現地集合、現地解散も可能です。
- ・昼食は各自でご準備ください。
- ・入所者の方々との交流は、会議室等でグループ形式での交流になる場合もありますのでご了承ください。

○申込方法

電話、FAX、Eメール、ハガキのいずれかにより、訪問施設名、住所、参加者全員の氏名（ふりがな）、年齢、職業（又は学年）、電話番号（自宅・携帯等）、今までの参加経験の有無、集合場所等を記入又は連絡して、申し込んでください。（裏面申込書参照）

○申込先

鹿児島県庁保健福祉部健康増進課
ハンセン病問題担当 岩元

- ・住所 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
- ・電話 099-286-2720（直通）
- ・FAX 099-286-5556
- ・Eメール yobouka@pref.kagoshima.lg.jp

- ・差別をしたらダメだから、おうちの人と考えようと思った、いろんな人に、ハンセン病のこと差別や偏見があったことを伝えたい。
- ・差別や偏見の解消のためにはまずは正しい知識を持つこと、人に対する思いやりの心を持つことを子どもに伝えていきたい。
- ・療養所をぜひ訪ねてみたい。
- （R4年度親子連携交流会「オンライン」参加者の感想）

※決定は、7月下旬頃に文書等で連絡します。



【「ハンセン病問題を正しく理解する週間」についてお知らせ】

令和6年6月16日（日）～22日（土）

なぜ、ハンセン病であった方々やその御家族が偏見・差別を受けてきたのか、ハンセン病やハンセン病問題の歴史について正しく理解することが、問題解決の第一歩です。

※県内4カ所で展示をします。詳細は県のホームページをご覧ください。

ハンセン病問題について 正しく理解しましょう！

(出典 国立ハンセン病資料館ホームページ)

Q&A

Q.『ハンセン病』の名前の由来は？

A.ハンセン病の原因病原体であるらい菌を発見した、アルマウル・ハンセンにちなんで『ハンセン病』と呼ばれています。

Q.発症の原因は？

A.乳幼児の時期に治療をしていないハンセン病患者に繰り返し接触した人が、免疫機能の低下により発症することがあります。しかし、ハンセン病の原因となるらい菌は発症させる力が弱く、菌が体の中に入っても多くの場合は免疫機能により発症することはありません。

Q.日本におけるハンセン病の発生状況は？

A.今の日本は栄養状態や衛生環境が良好であることに加え、感染源となる患者がいなかったため、現在、日本で生まれ育った人がハンセン病を発症するケースはほとんどありません。

Q.ハンセン病は治る病気だとわかってからも差別が続いた理由は？

A.ハンセン病は国の恥、恐ろしい病気といった誤った意識を国民に植え付け、治る病気だとわかった後も強制隔離政策等を行ったため、ハンセン病患者と回復者への偏見・差別による人権侵害が助長されることになりました。



患者の家は真っ白になるまで
消毒されて、
現金は取り上げられました...

～ハンセン病元患者の御家族様へ～

令和元年に「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立し、同年11月22日に公布・施行されました。ハンセン病元患者家族等が、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、これに対する取組がなされてこなかった、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびする旨が述べられています。

是非、次ページポスターをご覧ください。

ハンセン病 元患者のご家族へ



～対象となる方々に「補償金」を支給します～

○この補償金は、法に基づき、ハンセン病元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するためのものです。

○秘密は守られますので、まずは、お電話でご相談ください。

対象者	(ア) 配偶者（事実婚も含む） (イ) 親、子 (ウ) 親・子の配偶者及び 配偶者の親・子等	補償金額 180 万円
	(エ) 兄弟姉妹 (オ) 祖父母・孫 (カ) 祖父母・兄弟姉妹・孫の 配偶者及び配偶者の祖父母・ 兄弟姉妹・孫等 (キ) 曾祖父母、ひ孫、おじ、 おば、おい、めい	補償金額 130 万円

※平成8年（1996年）3月31日までの間に、「ハンセン病の発病歴・国内等居住歴のある方」と上記関係にあったことがあり、現在、生存されている方が対象です。また、同居など一定の要件が必要な場合があります。

厚生労働省補償金担当窓口

電話番号 **03-3595-2262**

受付時間 10:00～16:00(月曜日から金曜日、土日祝日、年末年始を除く。)



請求期限は、**令和6年(2024年)11月21日まで**

ハンセン病問題を正しく理解し、
偏見や差別のない社会の実現を目指しましょう。

ハンセン病 厚労省 検索